

### 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		老人保護施設措置事業				<b>事業開始年度</b>		昭和38年度										
<b>上位施策名</b>		高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進				<b>担当局</b>		健康福祉局										
<b>根拠法令等</b>		老人福祉法、老人福祉法施行令、老人福祉法施行規則、高松市老人福祉法施行細則				<b>担当課</b>		長寿福祉課										
<b>実施の背景</b>		おおむね65歳以上の高齢者であって、環境上の理由及び経済的理由により在宅で生活ができない方が、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を受けるために、老人福祉法等の基準に基き、市が、養護老人ホームに措置することとなった。																
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		被措置者(入所者)が、養護老人ホームに入所し、施設において自立した生活を営み社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。																
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活が困難な者のうち、介護保険法に基づく施設サービスの利用が見込めない高齢者 環境上の理由 ・入院加療を要する病態でないこと ・住居の状況など、現在の環境の下では在宅において生活することが困難なこと 経済的理由 ・生活保護を受けている又は、本人及び生計維持者が市民税非課税であること																
	<b>実施方法</b>	■直接実施    □委託    □補助金																
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般市民のほか、民生委員児童委員、介護支援専門員等からの相談や、庁内関係各課からの相談に基づき、養護老人ホームの入所を希望する高齢者を把握し、訪問等により当該高齢者の環境上の理由及び経済的理由の状況調査を行う。</li> <li>措置が必要な場合、入所判定委員会を開催し、入所の可否を判定する。</li> <li>被措置者の入所に伴う事務費、生活費の支払いとともに、入所者の収入及び扶養義務者の課税に応じて負担金を徴収する。</li> <li>措置後の入所者については、年1回、面接を行い、入所継続の要否について見直しを行う。</li> </ul>																
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)																	
<b>コスト</b>			27年度(予算)		26年度(決算)		25年度(決算)		24年度(決算)									
	<b>事業費合計</b>		408,033	千円	379,127	千円	389,134	千円	396,442	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成26年度分)		(扶助費) 老人保護施設措置費 379,127千円															
	<b>人件費</b>		1.7	人	7,381	千円	1.7	人	7,381	千円	1.7	人	7,240	千円	1.7	人	7,443	千円
	<b>総事業費</b>		420,581	千円	391,675	千円	401,442	千円	409,095	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>																	
	<b>地方債</b>																	
	<b>その他特財</b>		71,544	千円	69,340	千円	72,153	千円	73,536	千円								
			その他特財の内容 老人保護施設入所者負担金															
	<b>一般財源</b>		349,037	千円	322,335	千円	329,289	千円	335,559	千円								
	<b>財源合計</b>		420,581	千円	391,675	千円	401,442	千円	409,095	千円								

## 平成27年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	老人保護施設措置事業			事業開始年度	昭和38年度
対 象 数	【対象指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	在宅の65歳以上の独居高齢者	人	9,630	9,542	9,431
活動実績	【活動指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	入所(措置)者数	人	180	186	190
成果目標 (目標設定理由等)	<p>養護老人ホームへの入所が必要な高齢者を市において措置する。</p> <p>入所者の状況に応じて、より適した環境での生活を営めるようにする。</p>				
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H26年度	H25年度	H24年度
	65歳以上人口当たり措置率	%	0.164	0.176	0.187
	入所者満足度	%	80.0	80.0	70.0
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>(実施状況と課題) 平成26年度措置者数(H27. 3. 31現在) 180人 別紙1-(2)の表を参照 平成26年度中の入所及び退所人数 入所15人、退所21人</p> <p>(今後の事業方針) 対象者の個々の生育歴や身体状況及び経済状況を十分に考慮し、他の救済する方策が無いなどの、真に措置が必要な人に対して、事業を行っていく。</p>				
住民意向分析	<p>・独居高齢者等の増加に加え、家族間のつながりが希薄になっているため、金銭面の支援や家族親族等からの日常的な世話が得られにくいと考えられる。</p> <p>・段差等により転倒しやすいなどの環境上の理由及び経済的理由により、在宅で生活することができない高齢者のうち、介護保険法による施設サービスの利用が見込めない高齢者の受け入れ先として、入所を希望する方から相談される。</p>				
類似都市の状況	<p>本市と同様に、全国の市町村で老人福祉法等に基づき、一般財源で措置事務が実施されている。</p> <p>別紙 補足資料の4「他市の状況」を参照</p>				
備 考	<p>平成16年度の国の三位一体改革により、一般財源化されている。</p>				

# 老人保護施設措置事業

## 1 事業概要

### (1) 事業概要

養護老人ホームとは、老人福祉法（昭和38年法律第133号、以下「法」という。）第5条の3に規定される「老人福祉施設」のひとつであり、市町村の措置によって入所する施設である。措置の対象となるのは、概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活が困難な高齢者である。入所後の施設の費用については、市町村の一般財源から支出する（措置費）とともに、入所者の収入状況及び扶養義務者の課税状況に応じて、入所者負担金及び扶養義務者負担金を徴収している。

### (2) 入所までの流れ

概ね65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において生活が困難な高齢者を、本人、その扶養義務者等に係る養護の状況、心身の状況、生計の状況その他必要な事項について調査を行い、その結果、養護老人ホームへの措置が必要であると判断した場合、市区町村で定期的（本市では、2か月に一度）に開催される入所判定委員会によって、調査及び本人の健康診断等に基づいて、措置の要否を判定する。措置入所が決定すると、市区町村から、本人の希望する施設へ入所の依頼をし、施設側に受諾されたら、措置入所となる。

#### ・入所判定委員会とは

法第11条第1項第1号及び第2号の規定による老人ホームへの入所措置の適正な実施を図るため、高松市老人ホーム入所判定委員会条例に基づき、医師、老人福祉施設長、市保健所長、市職員の5人以内の委員で組織された委員会であり、委員は、市長が任命、又は委嘱する。

近年の入所判定委員会の状況

	H24	H25	H26
開催回数	5回	6回	6回
申込件数	15件	18件	18件
決定数 (生活保護 受給者)	13件 (4件)	17件 (6件)	16件 (4件)
却下数	2件	1件	2件
却下理由	・対象者の属する世帯の経済的状況 ・身体的状況(完全に自立)	・本人の経済的状況 (ほかの施設を検討できるぐらいの収入)	・本人の環境上及び経済的理由 ・本人の経済的状況 (同左)

高松市の措置の状況

施設名	施設所在地	措置者数
1 養護老人ホームさぬき	高松市	77人
2 養護老人ホームひぐらし荘	高松市	78人
3 養護老人ホーム土器川荘	丸亀市	1人
4 養護老人ホーム綾歌荘	丸亀市	10人
5 盲養護老人ホーム香東園	さぬき市	11人
6 養護老人ホーム琴平老人の家	琴平町	2人
7 四天王寺悲田院養護老人ホーム	羽曳野市	1人
8 えびな南養護老人ホーム	海老名市	1人
	合計	180人

※H27.3.31現在

## 2 措置費と負担金

### (1) 措置費

- ①事務費 一般事務費…人件費、管理費  
特別事務費…各施設の体制（障害者の受け入れ体制や職員の夜勤体制）に対する加算や各地域の生活水準に合わせた加算
- ②生活費 入所者の食費や日用品費購入のためなどの費用のほか、入院した場合の入院患者日用品費や期末加算、被服費加算など

### (2) 負担金

- ①入所者負担金 入所者の収入に応じて、39階層に区分
- ②扶養義務者負担金 措置決定時に扶養義務者がいる場合、課税状況に応じて、18階層に区分

※措置費、負担金ともに厚生労働省の通知及び指針による技術的助言に基づき定められている。いずれも毎年必要な書類（調書や収入申告書など）の提出を求め、金額の改定を行う。

## 老人保護施設措置事業

	H24	H25	H26
延べ入所者数 (毎月末入所者数×12月)	2,316人	2,275人	2,195人
延べ負担金徴収人数 (うち扶養義務者分)	1,993人 (148人)	1,983人 (146人)	1,891人 (151人)
負担金徴収額 (うち扶養義務者分)	73,536,534円 (1,473,149円)	72,153,524円 (1,442,448円)	69,340,263円 (1,481,596円)

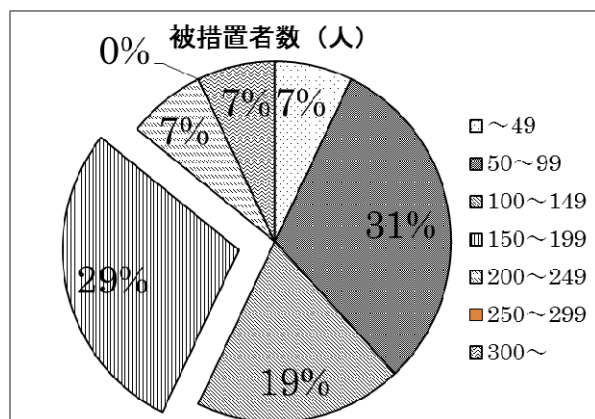
### 3 入所者状況調査

毎年2月頃に、本市が措置している入所者全員に近況や生活状況などを面談するとともに、施設の相談員からも聞き取りを行い、入所継続の要否について見直しを行う（県外施設においては、書類を郵送し、記入してもらう）。

### 4 他市の状況

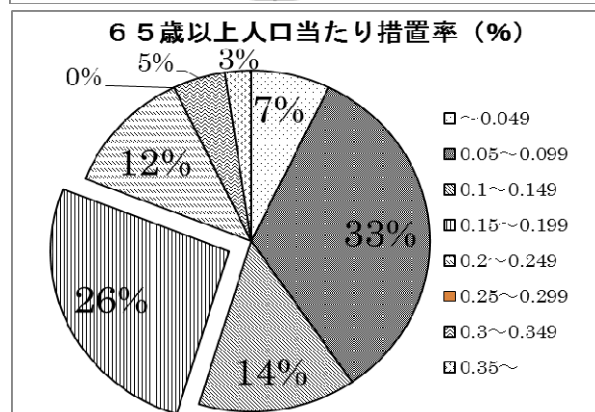
中核市（※13ページ参照）の養護老人ホームの被措置者数及び65歳以上人口当たり措置率は以下のグラフのとおり。

（平成25年度末調査）



被措置者数(人)	(市)
~49	3
50~99	13
100~149	8
150~199	12
200~249	3
250~299	0
300~	3

高松市は網掛部分に該当



65歳以上人口当たり率(%)	(市)
~0.049	3
0.05~0.099	14
0.1~0.149	6
0.15~0.199	11
0.2~0.249	5
0.25~0.299	0
0.3~0.349	2
0.35~	1

高松市は網掛部分に該当

### 5 高齢者向け施設と養護老人ホームの関係性

高齢者向け施設は、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・ケアハウス・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅等施設の種類が多い。居宅において自立した生活が困難な状況の高齢者のうち、身寄りのない高齢者や収入の少ない高齢者が、施設に入所するためには、契約の際保証人が必要であるため困難であることや、費用面等の課題があることから、施設に入所することができない状況である。したがって、養護老人ホームへの措置は、このような困窮した高齢者のための頼みの綱として、セーフティネットの役割を果たしていると言える。